

平成 28 年度

報 告 書

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会

平成 29 年 2 月

目次

| | |
|---------------|---|
| はじめに | 1 |
| 1 現モデル校の実績検証 | 2 |
| 2 新モデル校の選出・運営 | 4 |
| 3 運営委員会の検討事項 | 6 |

～はじめに～

成熟時代の子どもの居場所

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会
委員長 杉本厚夫

子どもをめぐる悲惨な事件が相次ぐ中で、安全で安心して子どもたちが活動できる居場所づくりとして、2004年に文部科学省は「子どもの居場所づくり新プラン」を策定し、「地域子ども教室推進事業」を始めた。それは、2007年度には「放課後子ども教室推進事業」に改められ、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と連携して、「放課後子どもプラン」となった。さらに、2014年からは、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の一体的な取り組みを目指して、「放課後子ども総合プラン」を推進している。

このような状況の中で、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会では、「留守家庭児童会事業」、「放課後子供教室事業」、「放課後校庭開放事業」の一体化を提言し、モデル校を選定して推進してきている。文部科学省と厚生労働省が共同で調査した『放課後子ども総合プラン』の推進状況等について（平成29年1月23日）によれば、同一小学校内等で放課後子供教室と放課後児童クラブを実施しているのは5,219か所で、このうち3,549か所（68.0%）において両事業の共通プログラムを実施している。また、その一体化の課題として、人材の確保が困難である、小学校内に余裕教室がない、設備が不十分である等が挙げられている。これらの点から、本市の取り組みは先進的であるといえる。

では、この放課後子ども総合プランで、子どもたちの何を育てるべきなのだろうか。

周知のとおり、2008年からの人口減少に伴い、日本は「成長の時代」から「成熟の時代」に入ったといわれている。その変化は、成長時代の交換経済中心から成熟時代の贈与経済中心への移行である。そのことは、交換によって寸断された人間関係を、贈与によって再構築しようとするものである。つまり、贈与に基づくコミュニティの構築と言い換えてもよい。例えば、戦時下をたくましく生きる庶民生活を描いたアニメ映画「この世界の片隅に」は、クラウドファンディング（少額の寄付を多くの人から集めて資金とする）によって製作された日本で初めての映画である。つまり、寄付（贈与）する人が制作者とのコミュニティを構築し、映画製作に参画することによって、豊かな人間関係を創造していくのである。

このように、モノの豊かさより人間関係の豊かさを求める社会に確実に向かっている。こんな時代背景の中で、子どもたちが、どのような人間関係をつくっていくのかが問われており、放課後子ども総合プランにおいて、子ども同士の間人間関係はもとより、大人との人間関係を構築することで、子どもの居場所を創造し、成熟社会を生きる力が培われることが望まれる。

1 現モデル校の実績検証

本運営委員会では、平成 28 年度からモデル校として事業を行っている 6 校（南小・第五小・池田小・三井小・木屋小・木田小）について、児童の参加状況や子どもたちの姿、実行委員会の組織運営や事務執行状況、プログラムの企画立案から事業実施までの過程など、より広範囲な議論と検討を重ねるとともに、モデル校への視察を行い、これまでの成果と課題、そして 2 年目に向けての提案を以下のとおりとりまとめた。

【 成 果 】

- 定期的にプログラムを実施することで、子どもたちが活発に笑顔で参加する姿が見られ、安全・安心な居場所になっている。
- 児童や保護者間の情報交換（口コミ等）によって、参加児童数が増加している。
- 地域住民や大学生などに安全管理員として参加協力をいただくことにより、PTA や保護者だけでなく新たな地域等との関係を構築することができている。
- 継続的なプログラムに取り組むことで、新たな企画立案などの負担軽減になっている。
- 市からの委託料増額に伴い、新たに外部指導者の招へいや安全管理員として参加してくれる保護者等への報償費を支給することができるようになった。
- 事務従事者を専従採用することができるようになり、これまでの学校教員への事務負担が軽減されている。
- 実行委員会に留守家庭児童会指導員が参画することにより、双方の情報共有が図られ留守家庭児童会児童の参加が増加している。

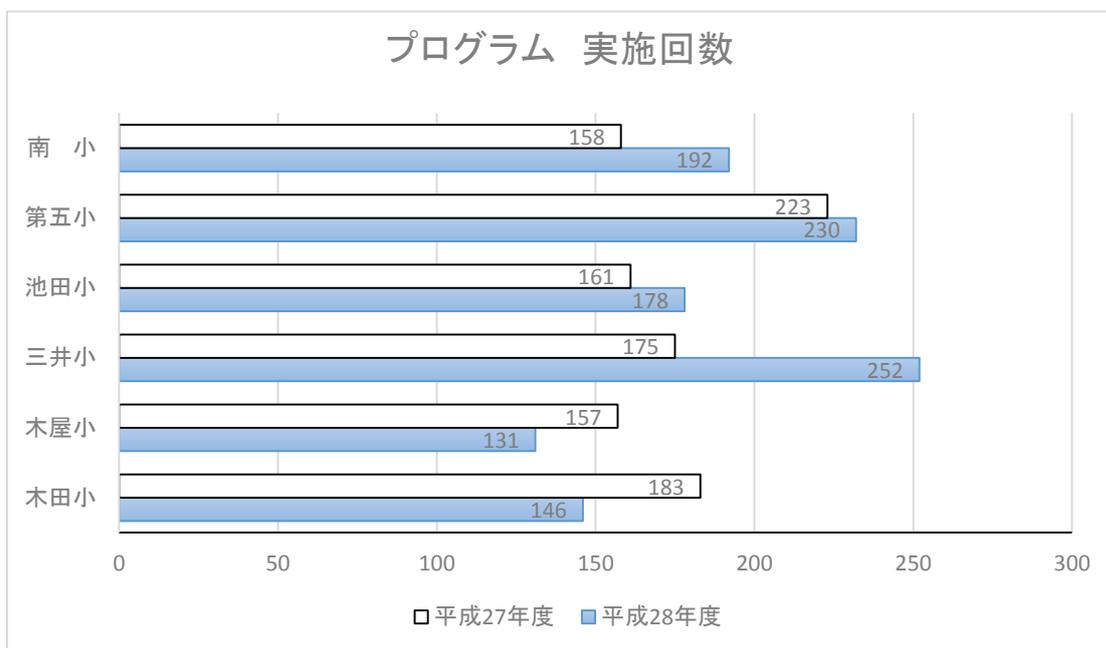
【 課 題 】

- 児童のケガや事故など不測の事態への対応マニュアルを定めるとともに、実行委員会内での情報共有・周知徹底が必要である。
- 児童が主体的に意見を持ち、やりたい事のできるプログラム等の提供。
- 実行委員会の定期的な開催による情報共有や連携体制の強化。
- 地域の特性や実情を勘案し、地域協働協議会などさまざまな地域団体等への協力依頼による人材の確保。
- 配慮が必要な児童への対応や校区外児童の状況把握・参加促進などのため、留守家庭児童会指導員との綿密な情報交換。

【 2年目に向けた提案 】

- ケガや事故などへの緊急対応マニュアルを作成し、実行委員会内で共有する。
- 囲碁や将棋教室など、上級生が興味のあるプログラムを充実するとともに、児童の自発的や自主性を育てることができるプログラムを実施する。
- マットや畳等により児童がゆっくり座って遊べる居場所を提供する。
- 留守家庭児童会児童の参加方法は、児童会へ一度帰り留守家庭児童会指導員に報告後、放課後子供教室へ参加する事を徹底する。
- 今年度実施した内容や方針を保護者や地域に報告し、放課後子供教室への理解を深めていただき更なる協力を得る。
- モデル校間の情報共有を図るため、各実行委員会による交流の場を設置する。
- 安全管理員と校庭開放サポーターの報償費を統一する。
現在) 安全管理員 1回 800円
校庭開放サポーター 1時間 1,000円
- 安全管理員と校庭開放サポーターを兼任する事により、実施状況等を把握することができ連携力が高まる。

【 参 考 】



※平成28年12月末現在

2 新モデル校の選出・運営

本章では、現モデル校6校の実績検証結果を踏まえ、新たなモデル校6校を選出するための基準を示すとともに、初年度の組織運営やプログラム実施にあたっての提案、モデル校視察によって得られた「現場の声」から、行政に求められる支援についても示している。

【選出基準】

- 実行委員会を中心に事業を実施している事。
- 地域住民など、幅広い支援を得られる見込みがある事。
- 定期的に放課後子供教室と放課後校庭開放を開催している事。
- 中学校区ごとに均等にモデル校を配置する事。

【初年度に向けた提案】

- 実行委員会の連絡を密にするため、定期的に実行委員会を開催する。
- 実行委員会に守秘義務を課し、学校・保護者・地域住民をはじめ留守家庭児童会指導員や民生委員・児童委員・校庭開放サポーターの参画を促す。
- 実行委員会においてプログラムの企画立案及び調整を行う。
- 書類作成、会計処理など事務の役割を分担し効率的な事務を進める。
- 地域住民や大学生、事業者等の協力を得て、プログラムの企画立案への参画や、安全管理員や放課後校庭サポーター等の人材確保に努める。
- プログラム内容等をもちより、実行委員会同士で情報交換の場を持つ。
- 放課後子供教室への参加は保護者の承諾を得て参加するので、放課後子供教室でも出欠確認を行い、児童の所在確認を明確にする。
- 子どもの安全を第一に考え、学校・放課後子供教室・放課後校庭開放・留守家庭児童会で施設利用の共通ルールをつくる。
- 図書室や家庭科室など授業に支障がない範囲での教室利用を進める。
- 現モデル校のプログラム実施状況や放課後子供教室を見学し知識共有する。

【 行政支援の在り方 】

- 実行委員会が円滑に運営できるよう、放課後支援員が実行委員会へ参加し助言を行うとともに、先行的プログラムの情報提供を行う。
- 実行委員会に対して、「スポーツリーダーズバンク」や「まちのせんせいバンク」など、プログラムの企画立案に有用な行政情報を積極的に提供する。
- 放課後子供教室実施場所において、放課後支援員がコーディネーターや安全管理員に助言を行う。
- 支援の必要な児童の個人情報の共有について、保護者の許可を得られる仕組みを検討する。
- モデル校同士が情報交換を行う「交流の場」を設置する。
- 校庭開放サポーターの資質向上のための研修を実施する。
- 事務従事者に対する引き継ぎ業務の支援や、スキルアップのための研修を実施する。
- 学校関係者や保護者、留守家庭児童会指導員等に対し、丁寧な制度説明を行う。

3 運営委員会の検討事項

本運営委員会では、平成 27 年度から 2 カ年にわたり、これまでの寝屋川市の放課後児童対策事業を総合的に検討し、平成 27 年 10 月に「提言書」として教育委員会へ提出したほか、その後の実績検証や今後の方向性を示す本報告書を作成するなど、提言書に掲げる目指すべき「放課後子ども総合プラン」の実現に向けた議論を深めてきたところである。

提言書策定から初動期についての議論・検討は本報告書をもって完了するものの、市内全 24 小学校への導入を見据え、引き続き、さまざまな視点から検証・評価を行い、更なる放課後児童対策事業の充実を促進していく必要があることから、今後、新たな委員構成による運営委員会において検討いただくべき項目を以下に示すものである。

【 検討事項 】

- 児童のニーズ把握や保護者の評価の聴取方法の検討。
- 適正な委託料額の検討（全校一律・児童数別・事業数別等）
- 実行委員会での自己評価及び第三者評価導入の検討。
- 報償費単価の均一化の検討。
 - ・安全管理員と校庭開放サポーター
 - ・同一講義の外部講師
- 安全管理員と校庭開放サポーターの兼任による効果等の検証。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員

| | | |
|------|--------|-----------------------|
| 委員長 | 杉本 厚夫 | (学識経験を有する者) |
| 副委員長 | 辻本 通 | (社会教育関係者) |
| 委員 | 大山 富佐子 | (公募による市民) |
| 委員 | 福田 敦志 | (学識経験を有する者) |
| 委員 | 川北 章史 | (学識経験を有する者) |
| 委員 | 澤井 啓士 | (学校関係者) |
| 委員 | 坂本 則夫 | (PTA関係者) |
| 委員 | 辻本 嘉秀 | (社会教育関係者) |
| 委員 | 葛城 裕也 | (社会教育関係者) |
| 委員 | 中澤 秀作 | (放課後子供教室関係者) |
| 委員 | 平田 玲子 | (留守家庭児童会関係者) |
| 委員 | 北西 弥寸志 | (留守家庭児童会関係者) |
| 委員 | 青木 俊治 | (放課後児童対策を所管する課における課長) |
| 委員 | 長澤 哲治 | (放課後児童対策を所管する課における課長) |

事務局

| | |
|-------|---------------|
| 川原 祐 | (社会教育部青少年課課長) |
| 向井 健 | (社会教育部青少年課係長) |
| 森本 泰広 | (社会教育部青少年課係長) |
| 大久保 円 | (社会教育部青少年課) |
| 山田 裕美 | (社会教育部青少年課) |
| 高岡 亜矢 | (社会教育部青少年課) |

寢屋川市

NEYAGAWA CITY